

## 改正法人税等会計基準等、公表議決 — ASBJ

去る6月29日、企業会計基準委員会は、第580回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

### 改正法人税等会計基準

前回親委員会および第102回税効果会計専門委員会（2026年7月1日号（No.1780）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案94号「法人税等に関する会計基準（案）」等の文案等の検討が行われた。

出席委員全員の賛成により、公表議決された。

### 継続企業の前提

第573回親委員会（2026年4月20日号（No.1774）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準の開発について審議が行われた。前回開かれた意見を踏まえた会計基準の文案が示され、検討が行われた。今後、適用指針の文案も示しつつ、審議される予定。

## のれん非償却について、経済同友会から意見聴取 — ASBJのれん非償却公聴会

去る6月29日、企業会計基準委員会は、第579回企業会計基準委員会（第9回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会）を開催した。

これまで8回にわたって、のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更について関係者に意見聴取を行って

### 財務諸表作成者の説明

真下氏は、経済同友会を代表して説明を行った。主な説明内容は次のとおり。

(1) 「のれん非償却」が本来的には望ましい

日本基準におけるのれん償却は、IFRS採用企業との比較において利益指標を不利にみせ、日本企業のM&A戦略や成長投資の意思決定に不利な影響を及ぼしている。また、IFRSへの移行によつてのれん償却を回避することは可能であるが、多額のコストや実務負担を伴い、すべての企業にとつて現実的な選択肢とはいえない。

(2) 開示等の見直し

のれん非償却が実現しない場合には、少なくとも「のれん償却前利益」の制度開示を進めることで、日本基準採用企業とIFRS採用企業との比較可能性を大きく改善できる。「のれん償却前営業利益」、「のれん償却前経常利益」、「のれん償却前純利益」を、のれんの有無にかかわらず決算短信等における必須開示項目とすることで、企業横断的な比較可能性を高めるべきである。

制度開示の実効性を高めるため、主要な株式情報サイト等に

においても、のれん償却前利益を標準的な利益指標として表示し、市場参加者が容易に活用できる環境を整備すべきである。

また、のれん償却前利益の開示に加え、EPS、PER等の投資指標についても、のれん償却の影響を考慮した比較可能な形で利用できる環境を整備すべきである。

### 質疑応答

委員から、「(2)で『決算短信

等における必須開示項目とする』とあるが、会計基準の改正ではなく、東証の適時開示での対応を考えているのか」との質問に「短期的には、東証の決算短信での開示と情報サイトの整備で一定程度の効果は期待できると考えている。長期的には、のれんの非償却を議論してほしい」との回答があった。

## 会計

## 金融資産の減損に関する補足文書作成の議論、進む — ASBJ、金融商品専門委

去る6月24日、企業会計基準委員会は第258回金融商品専門委員会を開催した。

前回（2026年7月1日号（No.1780）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメント対応の検討が行われた。

また、6月29日開催の第580回親委員会でも同様のテーマが審議された。

主な審議事項は次のとおり。

**設例の追加・追加の補足文書を求めるコメントに対する対応**

公開草案に対して、設例の追

加および追加の補足文書を求めるコメントが聞かれていた。コメントは大きく2つに分けられることから、それぞれ検討が行われた。

(1) IFRS会計基準をベースとしたために係る設例および補足文書

公開草案では原則としてIFRS9号「金融商品」の設例や、信用リスクに係る開示に関するIFRS7号「金融商品・開示」の定めを原則としてすべて取り入れる提案を行っている。さらに、補足文書（案）では、「信用リスクの著しい増大に関する

判定」、「満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定」および「貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定」の補足文書を提案している。

このように、IFRS9号、IFRS7号と同等以上の対応をしており、予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例は提供されていることから、設例および補足文書を追加しない。

(2) IFRS会計基準をベースとしていない固有の定めに係る設例および補足文書

IFRS会計基準をベースとしていない固有の定めについては、簡素化されたSICRの判定方法におけるその他要注意先の取扱いに関して、反証規定を設けていることが本公開草案の特徴的な点であることから、補足文書を作成する候補になると分析された。

そこで、事務局は簡素化された予想信用損失の算定方法におけるSICRの判定方法に関する次の点をまとめた追加の補足文書を作成する案を示した。

① 正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法

② その他要注意先に区分されている債務者に対する債権等に関する反証方法

専門委員から、(2)について、コメントで寄せられている「期末時点で30日延滞が発生していない債権はSICRなしとみなす」といった簡便的な方法も可能である旨を示していただきたい」の取扱いは、旧金融検査マニュアル活用時の実務であったものであるため、補足文書に含めてはどうかとの意見が聞かれた。

この点について、事務局は、「信用リスクは、通常、債権等が期日経過となる前に増大していると考えられており（予想信用損失適用指針案BC48項）、30日延滞がないからSICRなしとみなすことは趣旨に反するので、補足文書に入れることはできない」とした。

第580回親委員会では、賛成意見が聞かれた。

コメント対応

その他、コメント対応案の検討が行われた。

質問4

「手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合の金融商品実務指針案57-10項につ

会計・監査・開示  
来し方行く末

連結財務諸表の特徴②  
作成(6)

公認会計士  
市川 育義

今回は、連結財務諸表作成プロセス（前段階）の論点のうち、「(1)子会社の判定」および「(2)関連会社の判定」を除く、他の論点を説明する。

- (3) 会計処理の統一
- ① 基本的な取扱い

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する（連結会計基準17項）。

企業集団を構成する親会社および子会社は、それぞれ企業集団にとってより合理的な会計処理の原則および手続を選択する必要がある。

このため、連結財務諸表の作成上、会計処理の統一は、子会社の会計処理を単純に親会社の会計処理に統一すればよいということを意味するものではない。

特に、企業集団が多様な事業活動を行っている場合には、画一的な会計処理方法の統一は適切な経営成績等の表示を損なうことになるからである。

したがって、すべての会計処理を統一しなければならぬとはせず、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について」と

いうように、たとえばセグメント単位を考慮して、その単位では統一するとされている。

② 統一段階(原則)

親会社および子会社が選択する会計処理方法を、連結財務諸表の作成段階における修正仕訳により統一することで、連単で会計処理方法を使い分けることになれば、そもそも個別財務諸表の適正表示を否定し、自己矛盾を引き起こすこととなる。

このため、会計処理の統一は、連結財務諸表作成段階における修正仕訳により行われるのではなく、個別財務諸表の作成段階において合理的な会計処理を採用すべきものであるといえる。

③ 統一段階(例外)

このように、会計処理の統一は、本来、連結財務諸表の作成プロセスを構成するものではないが、これには例外もある。その例外が、在外子会社の会計処理の統一である。

在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準（IFRS）または米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、利用可能とされているが、わが国の会計基準に共通する考え方や乖離するとして、のれんの償却

や退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理など4項目については連結段階において修正が必要とされている（実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」）。なお、IFRS適用国内子会社（有報提出会社）も同様である。

④ 決算日の統一

子会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、子会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行う（連結会計基準16項）。

決算日の差異が3カ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。

従前は、連結財務諸表の早期開示の観点から、親会社が3月決算の場合には、子会社の決算日を12月決算とするといった対応が比較的多かった。

近年では、連結経営の観点やIFRS適用の観点から、子会社の決算日を親会社の決算日に統一する、または、親会社の決算日を子会社の決算日に統一するといった事例が増えてきたといえる。

いての考え方を明確化すべき」とのコメントが寄せられていた。

事務局は、金融商品実務指針案57-10項(2)の「設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である」という要件について、次の2案を示し、専門委員に意見を求めた。

(案1)当該要件については、顧客と取引が成立している場合でも、手数料が貸付金の金利水準を調整していることがありと考えられる。この点、あくまで手数料の金額が対応する役務との関係で一般的な水準となっているかという観点で、当該要件を満たすか検討する。

(案2)当該要件を次のとおり改正する。

・対応する役務に照らして、設定された手数料が不合理ではない。

専門委員からは、案2を支持する意見が聞かれた。

また、第580回親委員会でも、案2を推す意見が聞かれた。

\*

今後はコメント対応案の残りの論点を検討しながら、文案も示していく。

## 会計

# 改正資金決済法の対象となる電子決済手段を検討—ASBJ、実務対応専門委

去る6月25日、企業会計基準委員会第178回実務対応専門委員会を開催した。

主な審議内容は次のとおり。

### 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

前回専門委員会(2026年6月20日号(No.1779))情報ダイジェスト参照)に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて検討された。

また、6月29日開催の第580回親委員会でも同テーマについて審議された。

### (1) 余剰となった無償割当の排出量の会計処理

前回まで、余剰となった無償割当の排出枠について、排出実績量が無償割当の排出枠の量を下回ることが事実になった時点で利益計上することを提案していた。この「事実になった時点」について、排出枠の償却日と保有すべき排出枠の通知日が候補にあげられた。事務局は利益測定

の確度が高いことを理由に、償却日での計上を提案した。

専門委員からは、賛意が聞か

れた一方で、通知日でも一定の合理性があるのではないかといった意見があった。

これに対し事務局では、実務負担や確実性の高さに鑑みると償却日が望ましいと考えており、結論の背景でこの点の説明を強調する旨回答した。

### (2) 購入した排出枠の帳簿価額の切下げ要否

前回までに行なった、制度対象事業者の購入した排出枠の売却について資産の売却として会計処理を行う事務局提案を前提に、制度対象事業者の購入した排出枠の帳簿価額の切下げの要否について検討された。

事務局では、多くの制度対象事業者にとって主たる目的は保有義務の充足であるため、帳簿価額を切り下げない提案を行った。また、含み損益に該当する情報の開示が財務諸表利用者にとって有用と考えられるため、制度対象事業者が期末時点で保

有する購入した排出枠の量および単価ならびに期末時点の排出枠取引市場の取引価格に関する情報の開示を求めるとした。

これに対する専門委員の賛否は分かれた。棚卸資産会計基準と同じように、帳簿価額に市場価格を反映させるべきだという意見について、事務局は、含み損の注記は必要である見方を示した一方で、資産そのものを償却できる点で棚卸資産とは異なる

と回答した。

第580回親委員会では、事務局案への賛意が多く聞かれた。

資金決済法の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い

第578回親委員会(2026年7月1日号(No.1780))情報ダイジェスト参照)で検討することとされた資金決済法等の改正に伴う電子決済手段の会計上の取扱いについて、次の論点の審議が行われた。

(1) 第3号電子決済手段

事務局は、改正資金決済法でも第3号電子決済手段が引き続き価値の安定性を図るよう制度設計されている点で、実務対応報告45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の対象となると分析した。

そこで、同45号B C 13項の記載を改正後の資金決済法および取引業府令と整合するように今後修正することを提案し、専門委員からは賛意が聞かれた。

(2) 外国信託型第4号電子決済手段

外国信託型第4号電子決済手段(法制度の面で日本の電子決済手段と同等性が確保された、外国の法令に基づく信託受益権)について、事務局は、信託財産と電子決済手段が同一の通貨建てであるため為替リスクや換金リスクが低いと考えられることから、実務対応報告45号を次のように改正し、関連する記載の修正を行うことを提案した。

- ① 外国信託型第4号電子決済手段を対象範囲に含める。
- ② 外国信託型第4号電子決済手段の期末時の会計処理を、第1号電子決済手段から第3号電子決済手段と同様に、券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。

\*

次回文案を示して検討する予定。

国際会計

# 公正価値オプションに関する IAS 28号の修正、公表

去る6月26日、IASBは「関連会社及び共同支配企業に対する投資」についての公正価値オプションの修正—IAS 28号の修正 (Amendments to the Fair Value Option for Investments in Associates and Joint Ventures— Amendments to IAS 28) (以下、「本修正」という)を公表した。

本修正の内容

IAS 28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」は、特定業種の企業(以下、「特定業種企業」)が保有する関連会社または共同支配企業に対する投資について、持分法を適用せず、IFRS 9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定を行う選択(以下、「公正価値オプション」)を認めている。本修正は、特定業種企業の範囲を次のように変更した。

- ・ベンチャー・キャピタル、
- ・ミューチュアル・ファンド、
- ・ユニット・トラスト
- 変更なし
- ・類似の企業(投資連動保険ファ

ンドを含む) (similar entities including investment linked insurance funds) →類似の企業 (similar entities)。主要な事業活動 (main business activities) として特定の種類の資産への投資を行う企業(IFRS 18号「財務諸表における表示及び開示」49項(a)参照)を含む。

本修正は、特定業種企業の範囲についての解釈の余地がIFRS 18号の適用に影響し得るため、限定的な基準修正によりIFRS 18号の発効日前に迅速な解決を図ったものである。IFRS 18号においては、持分法により会計処理される投資からの損益を投資区分に表示することを原則とする一方で、公正価値オプションを適用した投資の損益について投資が主要な事業活動として行われた場合には営業区分に表示することを求めている。

本修正前のIAS 28号では、投資が主要な事業活動である企業が「類似の企業」に該当する

のかは解釈によるが、本修正によりこうした企業が「類似の企業」に含まれることが明確化されている。

適用関係

本修正はIFRS 18号の適用時に適用され、IFRS 18号の経過措置に基づいて公正価値オ

国際会計

## 公正価値測定に関するASU案、公表

去る7月1日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「公正価値測定(トピック820) — 契約上の売却制限のある株式を保有する投資会社」を公表した。

現行の「公正価値測定(トピック820)」では、保有する株式の公正価値測定にあたり、契約上の売却制限を考慮しない。その結果、制限付き株式を保有する企業と、同じ投資先が発行した制限のない株式を保有する企業は、いずれも売却制限のない株式の市場価格に基づいて公正価値を測定することになる。

利害関係者は、現行のガイダンスによると、契約上の売却制限が付された株式について、市場参加者が評価すると考えられ

プシヨンの対象となる投資を再指定し、変更を適及的に適用する。また、IFRS 18号を本修正の公表前に早期適用している場合には、本修正の公表日以降に終了する報告期間について同様の対応を行うことで適用を行う。

れないと指摘していた。この懸念は、特に投資会社において強く示された。

公開草案は、「金融サービス—投資会社(トピック946)」の対象となる投資会社について、株式の公正価値の測定にあたり、契約上の売却制限を考慮することを要求している。また、契約上の売却制限に起因する減少額の開示も要求している。

公開草案の適用日は未定であるが、将来に向かって適用される。コメント期限は、7月17日。

金融

## ドル優位が続く円安水準更新の背景

ドル/円相場は、円安方向への流れ自体はこの1年続いてきたが、6月下旬以降は161円70銭前後から162円84銭へと上値を切り上げ、7月1日には1986年以來の円安水準を付けた。円安トレンドそのものが新たに始まったわけではないものの、過去の為替介入水準を上回り、163円00銭を視野に入れる局面に入ったことで、相場水準そのものがあらためて市場の焦点となっている。また162円84銭という水準は、こ

れまでの円安局面で意識されてきた160円00銭をさらに上回るものであり、為替市場では政府・日銀による対応への警戒感も強まりやすくなっている。日銀はすでに政策金利を1.0%まで引き上げており、かつての大規模緩和局面とは政策環境が異なっている。ただ、それでもドル/円相場が円高方向に転じていないのは、米国でも追加利上げ観測が残り、日米金利差の縮小が限定的にとどまるとの見方が市場にあるためであ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年6月24日	「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件」(案)	金融庁	2026年6月11日に、サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示実務対応基準1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」を公表したことを踏まえ、当該基準を開示府令19条の9第5項に規定するサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)として指定するもの。コメント期限は7月24日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260624/20260624.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260624/20260624.html</a>
2026年6月30日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和8年度税制改正で関連者間取引に係る書類の整理保存の特例が創設されたことに伴い、法人税基本通達において、工業所有権等や取引を行った場合の意義の明確化や、費用分担等に係る事業活動の例示等、所要の改正が行われたもの。また、研究開発税制や外国子会社合算税制の見直し等に伴う租税特別措置法通達の改正等も行われている。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2606xx/index.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2606xx/index.htm</a>
2026年6月30日	関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて(事務運営指針)	国税庁	令和8年度税制改正で関連者間取引に係る書類の整理保存の特例が創設されたことに伴い、適正な執行と納税者の事務負担の軽減とを両立させる観点から、運用上の基本的な考え方および具体的な取扱いを整理し、その円滑な実施に資することを目的として、策定されたもの。損金算入との関係、記載内容の程度に関する基本的な考え方と特定事項記載書類の取扱い、実地調査時における対応、青色申告の承認の取消しに係る取扱い、青色申告法人以外の普通法人等に係る取扱いについて、記述されている。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/260630_01/00.htm">https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/260630_01/00.htm</a>

る。

証券

## 2026年後半は株価ヘースタウンが望ましい？

もちろん、日本の利上げが円安抑制要因にならないわけではない。しかし、日本が1・0%まで政策金利を引き上げても、米国の金利上昇観測が同時に強まる状況では、金利差そのものが大きく縮小するとは限らない。むしろ、米国ではAI関連のデータセンター投資が続き、株式市場でもAI関連銘柄への資金流入が続いていることが、米景気の強さやドル建資産への投資需要を支えている面がある。

米国では、景気の強さが続けば利下げではなく利上げ方向の思惑が残りがやすく、ドル建資産への資金流入も続きやすい。この点も、ドル買い・円売りを支えやすい要因だ。また、中東情勢をめぐる不透明感も残っており、主要通貨のなかでドルが選好されやすい状況も続いている。したがって、足元のドル/円上昇は、単に日本の金利水準だけで説明できるものではなく、米国の金利観測、景気の底堅さ、AI投資への資金集中などが重なったため、円安水準を一段切り上げているといえるだろう。

2026年も7月に入り、暦年後半を迎えた。前半6カ月、日経平均株価は年初比39%の上昇を記録、韓国総合株価指数の同103%上昇、台湾加権指数の同55%上昇と並んで、世界の株式市場で突出したパフォーマンスを達成し、AI(人工知能)、半導体株ブームの主役となった。日経平均株価は今年5万円台始めからスタートし、4月末に6万円台に乗り、6月半ばに7万円台に突入した。何年もかけて達成されるような日経平均株価の大台代わりをわずか半年で2回も経験したのである。この間の株価上昇は大体、40%がAI、半導体関連企業によってもたらされることが多かった。

2026年後半、米国のAI産業を擁していたことが大きな花を咲かせ、株価上昇レースで世界の先頭グループに入ることができた。

2026年後半、米国のAIは、主役の巨大ベンチャー企業の株式公開が予定され、ますますヒートアップしそうな気配である。それを受けて半導体受託生産の世界最大手、台湾のTSMCは自社製品の需要見通しに強い自信をのぞかせている。日本最大の半導体メーカー、キオクシアは2026年度の純利益がトヨタ自動車を上回って日本一となる予想も聞かれる。AI、半導体産業の展望からすると、関連する日本企業の株価もまだ上値が見込める可能性はある。しかし、2026年前半のような上昇ペースは望めないし、望むべきでもないのではないかと。2026年後半の日本株価は、業績見通しの好転してきた円安進行、金利上昇などのダメージを克服しながら、7万円台を固めていくといった展開となれば、安心感も出てこよう。